地方公営企業法適用の基本方針（案）

彦根市公共下水道事業は、健全な下水道経営を行うため、地方公営企業法適用による公営企業会計方式に移行することが必要であり、下記のとおり、基本方針（案）を示す。

【１】法適用の対象事業

・公共下水道事業（公共下水道及び特定環境保全公共下水道事業）：対象

・汚水処理施設（農業集落排水事業及び浄化槽設置整備事業）：対象外

* 理由

農業集落排水事業および浄化槽設置整備事業においては、管轄・管理が他部局であるうえ、会計区分についても別会計である。また、使用料体系が公共下水道とは異なり、サービス水準の公平性の確保が困難であるため、法適用は公共下水道事業のみとする。

【２】法適用の範囲と開始時期

・法適用の範囲 ： 地方公営企業法に基づく財務規定等のみの適用「一部適用」

・法適用開始時期 ：　平成32年4月1日に移行する

* 理由

彦根市公共下水道事業では、多くの未整備地域を残しており、市内における居住環境の格差是正のためにも未整備地域の早期解消に努め、平成37年度に公共下水道の一般的な整備を終える方針であることから、今後さらなる整備を要することと、経営上の課題である公債費及び地方債償還の課題等を考慮した場合、彦根市長が権限を有して事業運営する一部適用を採用することが現実的であると判断できる。

さらに、法適用の主な目的は、企業会計方式を導入し、下水道事業の経営状況を明確化することであるため、一部適用でもその目的を満たすことができる。

また、出納その他の会計事務及び決算に係るものについては、全部適用と変わらず企業会計にかかる業務量は増大することとなるが、一部適用とすることで、人事・契約業務にかかる業務量の増加を抑えられ、最小限の人員体制で経営が行えるメリットもある。

以上のことから、国からの通知、社会情勢の変化や彦根市公共下水道事業の整備状況を考慮し、彦根市公共下水道事業は、平成32年4月1日より地方公営企業法の財務規定のみを適用する「一部適用」に移行する。

* 全部適用の検討について

全部適用については、公共下水道の整備が完了した後、公営企業会計への移行により得られる、損益情報やストック情報により経営状況を明確に把握して、その分析を通じて将来の適切な経営計画が策定可能となる時点において検討することとし、今後の課題として位置づける。